

各私立幼稚園設置者 様

各私立認定こども園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金  
に係る事業の募集について（通知）

標記について、国庫補助金を財源とする大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の募集を行います。  
つきましては、令和4年度において、当該事業を新たに実施(または実施を予定)する園は、下記のとおりご回答  
いただきますようお願いいたします。 ※本補助金の趣旨や要件等を全てご理解いただいた上で、ご回答ください。

## 記

## 1. 募集事業

- 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）
- 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）
- 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
- 園務改善のための ICT 化支援事業
- 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

## 2. 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 3. 意向確認

当該事業を実施し、本補助金を活用する意向がある場合は、次のとおりご回答ください。

※ご回答にあたっては、必ず別紙の内容をご参照ください。

※期限までに【意向がある】旨のご回答がない場合、今後いかなる場合であっても、当該事業への申請はできません。  
（【意向がある】旨のご回答をいただいたあと、ご辞退いただくことは可能とします。）

（1）回答方法： インターネット申込み

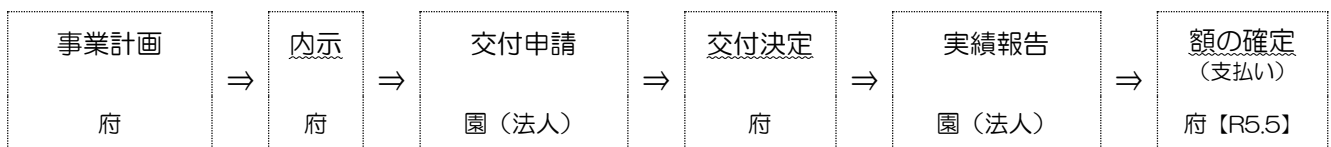
<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukild=2022060036>

（2）回答期限： 令和4年6月17日（金曜日）17時00分

※期限を超えての回答は一切受け付けられませんのでご注意ください。

## 3. 今後の予定

本意向において、【意向がある】旨のご回答をいただいた場合は、以下の手続きが今後発生します。



※今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等は、大阪府ホームページへの掲載またはメールにて行います。  
なお、メールは、本意向確認の回答(インターネット申込み)時にご入力いただくメールアドレスあてに行います。  
ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを  
各園(法人)にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。

【担当者】 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当： 高山、小木曾

電話： 06-6210-9273 メール：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

令和4年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の募集について  
(令和4年6月10日)

1. 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)

対象事業者

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園  
設置者種別： 学校法人・宗教法人・個人

※令和3年度において下記事業に係る内示を受けている園も対象ですが、上限額が変わりますのでご注意ください。  
『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)4次』

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

交付基準額

1園あたり50万円

補助率

府(国) 10/10 (事業者負担ゼロ)

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

補助対象経費

ア) 新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入  
イ) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費

上記のうち、補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。  
なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

[例] ※FAQには、より具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。

- ◆保健衛生用品とは・・・ 園児や教職員用マスク、消毒液、ペーパータオル、空気清浄機、体温計、CO2モニター等
- ◆かかり増し経費とは・・・ 幼稚園が感染対策の取り組みを徹底することに伴う業務量の増にかかる経費

《留意事項》

- ・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

- ① 令和3年度『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)4次』に係る内示を受けた園

算式：  $([交付基準額 - (内示額 \times 2)] \text{ または } [補助対象経費の総額] \text{ のいずれか低い額}) \times 補助率$

- ② 上記①に該当しない園

算式：  $([交付基準額] \text{ または } [補助対象経費の総額] \text{ のいずれか低い額}) \times 補助率$

## 2. 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備）

### 対象事業者

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園  
設置者種別： 学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

### 交付基準額

1園あたり 200万円

### 補助率

幼稚園： 府(国) 1/3  
認定こども園： 府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

### 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）のうち、補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するもの補助対象経費とします。ただし、遊具の場合は1台50万円以上であること、運動用具・教具・保健衛生用品の場合は、一式の購入につき10万円以上であることを条件とします。

なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

[例] ※FAQには、より具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。

- ◆遊具とは・・・ 遊びに供するために利用される道具。
- ◆運動用具とは・・・ 運動・スポーツに供する道具。
- ◆教具とは・・・ 幼児教育に資するために利用される道具。
- ◆保健衛生用品とは・・・ 園児の保健衛生管理にかかわるもの。
- ◆「一式の購入が10万円以上」とは・・・ 1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げで10万円以上とするのは対象外。ただし、マスク・消毒液等、日々の活動において継続的に必要な保健衛生用品に限り、1度の購入契約で複数物品を購入し足し上げて10万円以上となる場合でも対象とする。

◀一式購入の例▶

- ①園児椅子 1台 1万円×12台 = 12万円…合計10万円以上ではあるが、一式の価格が1万円であるため対象外
- ②園児椅子(12台セット)×1式 = 12万円…一式の価格が10万円以上であるため、対象
- ③鉄棒 1台 15万円×1台 = 15万円…一式(1台)の価格が10万円以上であるため、対象

### ◀留意事項▶

- ・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

### 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

**(〔交付基準額〕 または 〔補助対象経費の総額〕 のいずれか低い額) × 補助率**

### 3. 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

#### 対象事業者

施設類型： 新制度へ移行していない幼稚園

設置者種別： 学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

#### 交付基準額

1園あたり 160万円

#### 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

#### 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

#### 補助対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務に係る外部への委託費等

#### 《留意事項》

- 交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。  
ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命じます。
- 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行うものを雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により、本事業の対象となる部分分かるようにしてください。
- 当該業務と他の業務をあわせて外部へ委託する場合は、契約内容等により、当該業務に係る部分が明確に分かるようにしてください。
- 本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- 経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- 支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

#### 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

算式：  $〔\text{交付基準額} \text{ または } \text{補助対象経費の総額}〕 \text{ のいずれか低い額} \times \text{補助率}$

## 4. 園務改善のための ICT 化支援事業

### 対象事業者

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別： 学校法人

※令和3年度において下記事業に係る内示を受けている園も対象ですが、上限額が変わりますのでご注意ください。  
『園務改善のための ICT 化支援事業 3次』

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

### 交付基準額

1園あたり 100万円

### 補助率

府(国) 3/4

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

### 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 補助対象経費

ア) 幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入

イ) コロナ禍においてニーズが顕在化した ICT 環境の整備に必要な経費

上記のうち、次の①②に該当する経費を補助対象経費とします。

① 補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するもの

② 購入費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等

なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

[例] ※FAQにはより具体的な例を掲載していますので、必ずご確認ください。

◆幼稚園教諭の事務負担軽減を図るための支援システムの導入費 及び

コロナ禍においてニーズが顕在化した ICT 環境の整備に必要な経費とは・・・

- ・指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理を効率化するシステムの導入
- ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務の ICT 化
- ・保護者との連絡や情報共有を効率的に行うためのアプリの導入
- ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うための ICT 環境整備
- ・保育動画の配信を行うための ICT 環境整備 等

### 《留意事項》

- ・リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。
- ・園務改善に資する ICT 化にあたり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象です。ただし、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合に限りです。
- ・Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外とします。
- ・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

### 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

① 令和3年度『園務改善のための ICT 化支援事業 3次』に係る内示を受けた園

算式：  $[(\text{交付基準額} - (\text{内示額} \div 3/4))] \text{ または } [\text{補助対象経費の総額}] \text{ のいずれか低い額} \times \text{補助率}$

② 上記①に該当しない園

算式：  $[\text{交付基準額}] \text{ または } [\text{補助対象経費の総額}] \text{ のいずれか低い額} \times \text{補助率}$



## 5. 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

### 対象事業者

施設類型： 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園  
設置者種別： 幼稚園・幼稚園型認定こども園は、学校法人・宗教法人・個人  
幼保連携型認定こども園は、学校法人

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

### 交付基準額

研修参加教職員1人あたり 6,250円

※同一の教職員が複数回受講する場合でも、実際に受講する人数(重複は含めない)で算定します。

### 補助率

府(国) 1/2

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

### 補助対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### 補助対象経費

- ア) 認定こども園における教育の質を向上させるために行う研修
- イ) 幼稚園・保育所の教職員の合同研修
- ウ) 幼稚園と保育所等の連携に係る研修

上記のうち、次の①②に該当する経費を補助対象経費とします。

なお、個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

- ① 補助対象期間内に実施し、支払いが完了するもの
- ② 賃金、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料、賃借料、研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費用 等

ただし、上記に該当する場合であっても、以下の研修等に係る経費は補助対象外です。

- ・ 他補助金や諸加算の対象研修
- ・ 教育の質の向上に直接資さない研修(新人研修、管理職研修等)
- ・ 研修という名目で開催されないもの(講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など)

### 《留意事項》

- ・ 本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
- ・ 経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
- ・ 支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。

### 交付する額の上限

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。(千円未満切捨)

算式：  $[\text{交付基準額}(\text{研修参加人数} \times 6,250 \text{円}) \text{ または } [\text{補助対象経費の総額}] \text{ のいずれか低い額}] \times \text{補助率}$